破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９号
栃木県足利市鹿島町474番地ＴＯＷＮ寿Ｂ
破産者　植竹　悦子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１２１２号
札幌市豊平区平岸３条15丁目１番27―110号
破産者　酒井　道恵
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３２０号
札幌市白石区栄通13丁目４番28号　アークコート栄通13丁目203号
破産者　竹内　雅紀
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１２号
札幌市東区北９条東10丁目３番51号
破産者　山崎　聖司
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５０号
さいたま市南区白幡１丁目３番15号　ドミトリー南浦和433
破産者　栗城　　将
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
川崎市高津区千年980番地　光荘　202、開始決定時の住所川崎市高津区千年126番地１
破産者　田中　繁美
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
川崎市多摩区登戸644番地　パレス登戸　201
破産者　齋藤　寿久
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３１号
川崎市川崎区京町２丁目２番18―403号　京町コーポラス第４
破産者　保坂須美江
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
川崎市宮前区菅生１丁目17番30号
破産者　山崎　　順
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
川崎市多摩区登戸596番地　リーガルピア503
破産者　鈴木　雅士
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
新潟市中央区上近江４丁目７番34号　サンビレッジＭＩＺＵＮＯ　Ａ101号
破産者　佐藤　正綱
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６４号
新潟市中央区沼垂東６丁目２番21号
破産者　阿部麻理子
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８１号
新潟市北区太田甲5861番地39、開始決定時の住所新潟市東区上木戸３丁目３番７号　エンゼルハイムＢ102号
破産者　後藤忠一郎
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
岐阜県可児市桜ケ丘７丁目191番地
破産者　舟橋　一雄
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第４１５号
静岡市清水区村松166番地の２　ロランジュ202、旧住所静岡市清水区駒越西１丁目１番18―２号
破産者　望月　伸晃
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９０号
名古屋市中川区八熊１丁目２番３号　リバーハイツ新橋602号室、従前の住所名古屋市港区名港２丁目３番16号　ＶＩＰマンション名港204号
破産者　福田悠二郎
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２１号
名古屋市熱田区八番２丁目15番５号　メタフォール八番103号
破産者　馬場　和美
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８号
滋賀県長浜市高月町東阿閉887番地
破産者　浦辻　一昭
1　決定年月日　平成28年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係